

## 公共職業訓練における都道府県格差について Prefectural Gap in Public Vocational Training

猪狩 安充  
Yasumitsu Igari

公共職業能力開発施設は人材育成機関の一つとして国と都道府県とで全国に約 260 の施設が設置されているが、近年では、地域産業への人材供給や地域産業の維持・発展に一定の役割を果たしているものの、訓練規模は総体的に減少傾向にある。本稿の問題意識は、離職者訓練及び在職者訓練を中心に訓練実施規模が減少傾向になっている要因として都道府県において訓練実施規模の訓練格差が生じているのはいか、訓練格差が生じていればその訓練規模に影響を及ぼしている要因は何かについて検証し、考察を加えることとする。

Keywords: Public vocational training, Former employee training, Incumbent training, Disparities, happiness

### 1. はじめに

我が国は、少子高齢化に伴って生産労働者の減少が見込まれており、女性の労働市場への再参入や高齢者の 70 歳までの継続雇用の延長、外国人労働者の受け入れなどの施策が展開されている。また、経済社会の変化については、グローバル化の進展、IoT、AI 等をはじめとする技術の進歩や、働き方改革にみる就業環境は加速度を増して変化しており、労働者の求められるスキルも大きく変化していくことが求められ、一人ひとりの労働者の生産性を高めていくことが喫緊の課題とされている。

このような環境の変化に対応していくためには、我が国としては何よりも人材が必要であり、そのための人材育成が課題となっている。

人材育成機関の一つとしての公共職業能力開発施設は、国（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構。以下「機構」という。）と都道府県とで全国に約 260 の施設を設置しており、雇用のセーフティネットとしての離職者に対する再就職のための訓練、雇用労働者に対するスキルアップを図るための訓練、学卒者に対する就職のための訓練、障害がある者等に対する障害者訓練を公共職業訓練として実施している。しかしながら、近年では、地域産業への人材供給や維持・発展に一定の役割を果たしているものの、訓練規模は総体的に減少傾向にある。本稿の問題意識は、離職者訓練及び在職者訓練を中心に、訓練実施規模が減少傾向になっている要因として、都道府県間において訓練実施規模の訓練格差が生じているのではないかと、訓練格差が生じていればその訓練規模に影響を及ぼしている要因は何かについて検証し、考察を加えることとする。

分析の結果、訓練の実施規模については、離職者訓練、在職者訓練とも都道府県間における訓練格差が生じていることが明らかとなった。訓練規模に影響を及ぼしている要因は雇用失業情勢に関連する指標とは関係がなく、離職者訓練にあつては財政力指数と幸福度が、在職者訓練にあつては幸福度が関係していることが明らかとなった。幸福度は、生活や家族等の良好な関係性を意味するものと推察される。

公共職業訓練は、地域経済のさらなる活性化が国全体の成長にとって重要であることを鑑みれば、その地域の産業の基盤を支える人材の供給や雇用労働者の生産性向上などの役割に寄与しているところであり、公共としての国民へのサービスや公平性の観点から職業訓練の受講機会を平等に提供する必要があると考える。

このため、国からの都道府県に対する予算措置については、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）（以下「能開法」とい。）第 94 条及び第 95 条に規定されているが、同法第 95 条に規定されている交付金を補助方式に改正し、当該都道府県における雇用労働者数や求職数等に応じ、いわゆる紐付き予算にすることによって、都道府県間の訓練格差を改善していくことが一要因ではないかと考える。また、同法第 94 条に規定して施設設備に要する補助金については、県財政の逼迫している状況や特別会計である雇用保険財源を事業主等に還元するという趣旨を踏まえ、訓練生の受講環境を整備するためにも補助率の引き上げを行い、公共職業訓練の認知度の向上を図り、さらに公共職業能力開発施設の人的・物的資源を有効活用して人材育成を図る必要があると考える。

## 2. 公共職業訓練の現状

### 2.1. 公共職業能力開発施設

#### 2.1.1. 施設の種類と訓練課程

公共職業能力開発施設は、能開法第16条に、国は、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校（ポリテクカレッジ）及び職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）を設置し、都道府県は、職業能力開発校を設置することと規定され、同条第2項には都道府県及び指定都市は職業能力開発短期大学校等を、市町村は職業能力開発校を設置することができることとされている。訓練種類及び訓練課程は、表1のとおり、それぞれ施設ごとに能開法及び職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）に規定されている。

#### 2.1.2. 施設数の推移

機構と都道府県とで設置する公共職業能力開発施設数は、1998年に332施設があったものが、2019年は259施設と73施設が減少している。内訳は、機構の場合、ポリテクセンターが69施設から63施設、ポリテクカレッジが26施設から23施設。都道府県は、職業能力開発校が231施設から159施設、職業能力開発短期大学校が6施設から14施設となっている。機構が設置する施設が減少している原因は、法改正や閣議決定を踏まえた再編が図られた結果であり、他方、都道府県の場合の主な理由としては、高学歴化等を背景とした職業能力開発校から職業能力開発短期大学校への再編を図るなどの施設の統廃合である。

#### 2.1.3. 機構と都道府県との役割分担

機構と都道府県との役割分担は、機構は雇用のセーフティネットとして機動的かつ全国的に行う離職者訓練を、中小企業の労働者等に高度な技能を習得させるための在職者訓練を、企業内で生産部門のリーダーとなる中核的な人材を育成するための学卒者訓練を実施し、高度なも

のづくり分野を中心に行うことされ、他方、都道府県は、地域の産業における人材ニーズに応じた職業訓練を実施している。

### 2.2. 公共職業訓練の実施状況と役割

#### 2.2.1. 職業訓練実施計画

公共職業訓練の実施計画は、能開法第15条の7の規定に基づき、毎年、労働市場の動向や課題等を踏まえた厚生労働省告示「職業訓練実施計画」として示されており、機構にあつては、その実施計画に示された対象者数や就職率の目標等に基づき、離職者訓練、在職者訓練及び学卒者訓練を実施している。他方、都道府県にあつては、離職者訓練のうち、民間教育訓練機関に委託して行う委託訓練のみが国の実施計画として実施することとされ、それ以外の施設内における離職者訓練、在職者訓練及び学卒者訓練については都道府県の裁量で計画している。この実施計画は、全国の目標として示され、この全国の計画や都道府県独自の計画に基づき、都道府県単位で、都道府県労働局、都道府県及び機構支部との三者の協議により地域職業訓練実施計画を策定し、実施している。

#### 2.2.2. 離職者訓練

離職者訓練は、求職者を対象に、企業での生産現場の実態に即して地域ニーズ等に対応した訓練コースを設定し、早期再就職に必要な技能・知識を習得できるよう、標準6ヶ月の訓練を実施している。

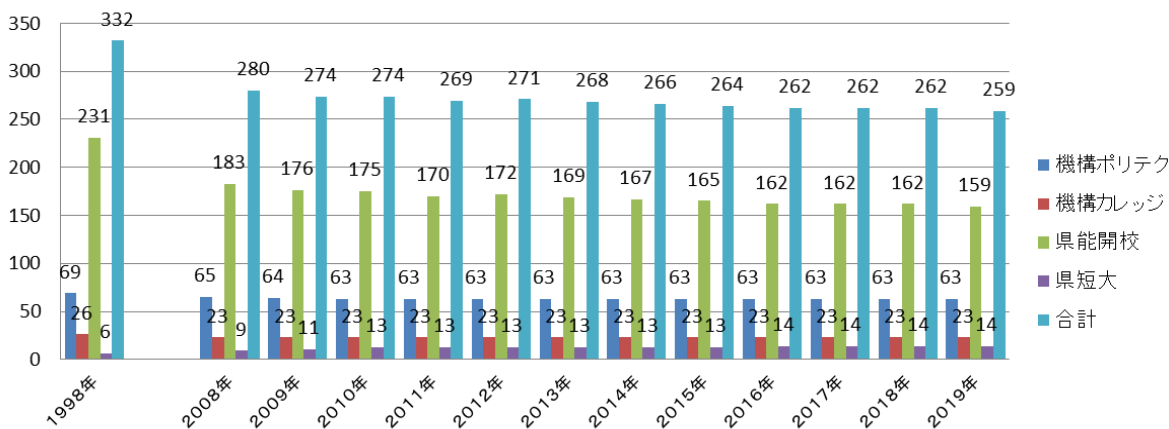
訓練コースの設定に当たっては、事業主団体等から人材ニーズを把握した上で必要とされる訓練科を設定し、PDCAサイクルによる効果的な訓練を行うとともに、雇用失業情勢を踏まえながら訓練の収容定員を見直しながら実施している。離職者訓練の受講に当たっては、ハローワークからの受講指示を受け、雇用保険受給資格者の受講者に対しては雇用保険法（昭和49年法律第116号）による求職者給付として基本手当、技能習得手当等が支給され、支給対象者によっては寄宿手当、傷病手当が支

表1 公共職業能力開発施設の種類の訓練課程

区分	施設	訓練種類	訓練課程	備考
都道府県	職業能力開発校	普通職業訓練	普通課程 短期課程	学卒者訓練 離職者訓練・在職者訓練
国(機構)	職業能力開発促進センター (ポリテクセンター)	普通職業訓練 高度職業訓練	短期課程 専門短期課程	離職者訓練・在職者訓練 在職者訓練
	職業能力開発短期大学校 (ポリテクカレッジ)	高度職業訓練	専門課程 専門短期課程	学卒者訓練 在職者訓練
	職業能力開発大学校 (ポリテクカレッジ)	高度職業訓練	専門課程 応用課程 専門短期課程 応用短期課程	学卒者訓練 学卒者訓練 在職者訓練 在職者訓練

資料出所：職業能力開発促進法第15条の7・第16条及び同法施行規則第9条に基づき筆者が作成

注：障害者職業能力開発校を除く。ただし、上記施設の外に、都道府県及び指定都市は職業能力開発短期大学校等を、市長審は職業能力開発校を設置することができる。また、備考欄の学卒者訓練、離職者訓練及び在職者訓練は利用者等が理解しやすいように属性として使用している。



資料出所: 厚生労働省「公共職業訓練等実績」により筆者が作成  
注: 施設数は、分所及び附属施設を含む(障害校を除く。)

図1 公共職業能力開発施設の推移表

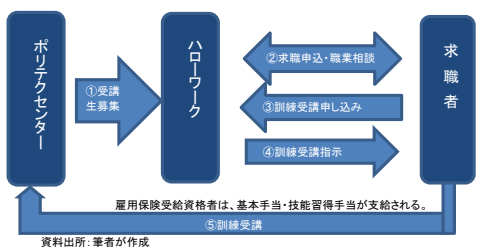


図2 離職者訓練の受講の流れ

給される。雇用保険受給資格者以外の者であって災害による離職者等に対しては、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第18条の規定により、職業転換給付金として基本手当及び技能習得手当等が都道府県から支給される(国の一般会計から1/2を補助)。なお、雇用保険受給資格者及び職業転換給付金の受給資格者以外の場合は、ハローワークからの受講あつせんとなる。

また、離職者訓練は、早期再就職に結びつくよう施設内訓練と企業実習を組み合わせた日本版デュアルシステムによる訓練や、子育ての方が子供を無料で託児施設に預けられる託児サービス付き職業訓練も実施している。

離職者訓練の受講者数は、図3のとおり、2014年の機構と都道府県の合計は134,201人であったものが2018年には106,376人と27,825人の減少となっている。内訳は、機構で行う施設内訓練では29,843人から26,350人と3,493人の減、都道府県の施設内訓練は10,108人から6,880人と3,228人の減となっている。また、介護系、情報系等の民間教育訓練機関に委託して行う委託訓練では、都道府県では93,855人から73,146人と20,709人の減となっている。施設内訓練と委託訓練の比率では離職者訓練全体の約7割が委託訓練として実施している。なお、機構で行う委託訓練は、2014年395人2017年793人となっているが、eラーニングの導入に伴うモデルカリキュラムの開発の一環として実施しているため、2018年は

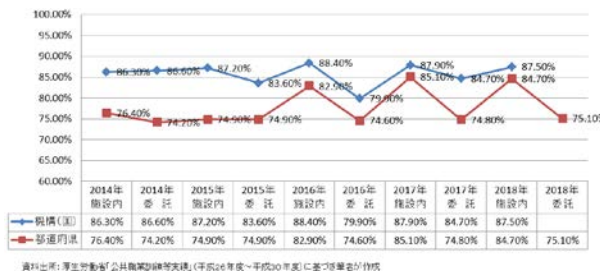
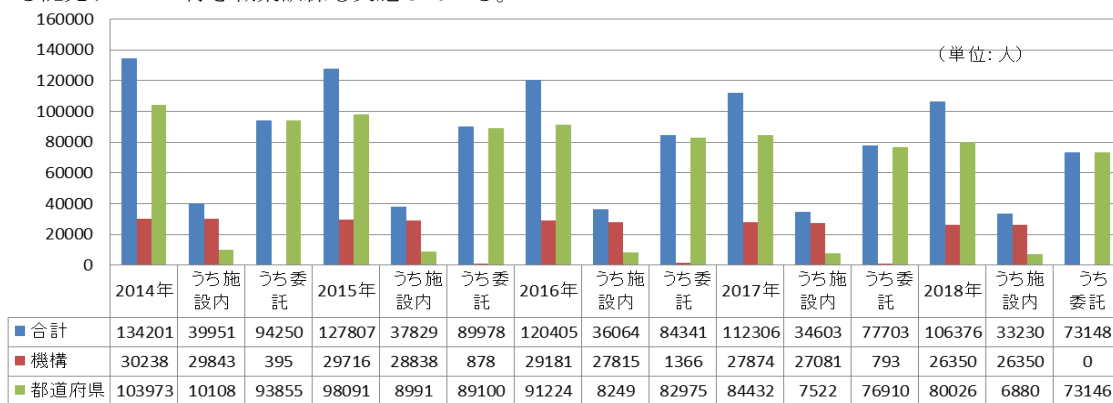
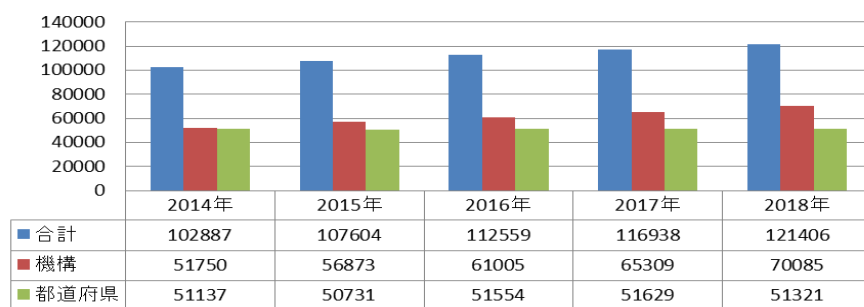


図4 離職者訓練就職率



資料出所: 厚生労働省「公共職業訓練等実績」(平成26年度～平成30年)に基づき筆者が作成  
注: 施設内とは、公共職業能力開発施設内で実施する離職者訓練をいい、委託とは、民間教育訓練施設に委託して実施する離職者訓練をいう。

図3 離職者訓練受講者数



資料出所: 厚生労働省「公共職業訓練等実績」(平成26年度～平成30年度)に基づき筆者が作成

図5 在職者訓練受講者数

実施していない。

離職者訓練の効果指標は、受講者に対する就職率である。図4のとおり、機構の施設内訓練は、2014年86.3%、2018年87.5%となっており、委託訓練については2014年86.6%、2017年84.7%となっている。他方、都道府県の施設内訓練は、2014年76.4%、2018年84.7%となっており、委託訓練については、2014年74.2%、2018年75.1%となっている。機構と都道府県とも高い就職率を示しているが、機構と都道府県との就職率を比較すると、施設内訓練、委託訓練とも機構の就職率が高い傾向を示している。また、離職者訓練の就職率とハローワークとの就職率を比較すると、ハローワークの就職率は2014年から2018年にかけて30%台で推移しており、離職者の再就職支援には離職者訓練の方が高い効果を発揮している。

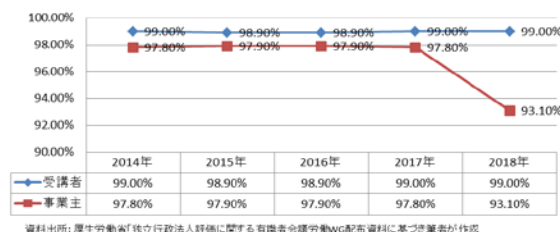
### 2.2.3. 在職者訓練

在職者訓練は、主に中小企業の従業員を対象に、事業主団体等から意見を聴くことなどにより人材ニーズを把握した上で訓練コースを設定し、仕事を遂行する上で必要な技能・知識の向上を図るための短期間(2日～5日)の訓練を実施している。

機構においては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成14年法律第165号)第14条第4項により、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間教育訓練機関に委ねることができないものについて行うこととされ、ものづくり分野を中心とした訓練を実施している。在職者訓練の受講者数は、図5のとおり、2014年の機構と都道府県の合計は102,887人であったものが2018年には121,406人と18,519人の増となっている。内訳は、機構で行う訓練では51,750人から70,085人と18,335人の増となり、都道府県においては51,137人から51,321人と184人の増となっている。

在職者訓練の効果指標は、機構の場合、受講者と派遣している事業主に対して全数によるアンケート調査を実施している。受講者に対するアンケート調査の内容は、「職業能力の向上に役立ったか」という設問について、①大変役立った、②役に立った、③役に立たなかった、④全く役に立たなかった、の4項目の選択を設け、事業主に対するアンケート調査では、「職場で役立っているか」の設問について、受講者と同様に4項目の選択を設けて

実施している。そのアンケート調査の結果は、図6のとおり、受講者、派遣している事業主ともに高い評価を得ている。



資料出所: 厚生労働省「独立行政法人評価に関する有識者会議労働力配布資料」に基づき筆者が作成

図6 在職者訓練満足度

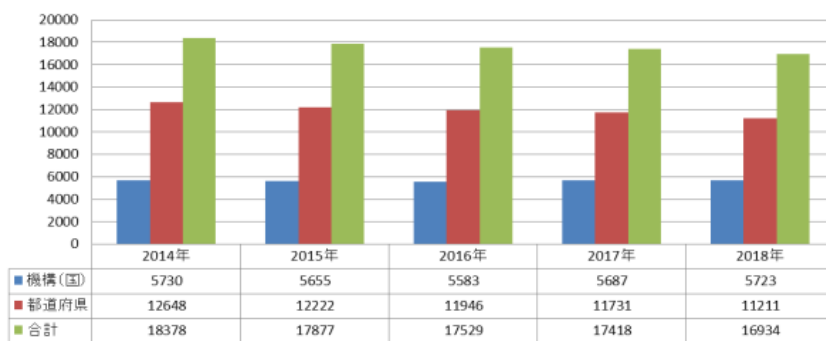
### 2.2.4. 学卒者訓練

機構が設置する職業能力開発短期大学校においては、主に高卒者を対象に、技術革新に対応できる高度な知識・技能を兼ね備えた実践技術者の育成を目的とした専門課程(2年課程)を実施し、職業能力開発大学校では専門課程に加え、産業界や地域ニーズに応じて新製品の開発、生産工程の構築等に対応できる将来の生産技術・生産管理部門のリーダーを育成することを目的とした応用課程(2年課程)を実施している。なお、カリキュラムの特徴としては、1年間で1,400時間と一般工科系大学の1.8倍を設定し、そのうち約65%が実技・実習に充てられ、より実践的なカリキュラムの設定となっている。

都道府県の職業能力開発短期大学校では、前述の専門課程を実施し、職業能力開発大学校では主に中卒・高卒者を対象に地域の実情に応じて地域産業に必要な多様な技能・知識を持つ労働者の養成を目的として普通課程(1年又は2年課程)の訓練を実施している。

学卒者訓練の受講者数は、図7のとおり、2014年の機構と都道府県の合計は18,378人であったものが2018年には16,934人と1,444人の減となっている。内訳は、機構で行う学卒者訓練では5,730人から5,723人と7人の減となり、他方、都道府県においては12,648人から11,211人と1,437人の減となっている。

学卒者訓練の就職率は、図8のとおり、機構、都道府県とも高い就職率を示しており、地域産業の人材供給や維持発展に貢献している。



資料出所: 厚生労働省「公共職業訓練等実績」(平成26年度～平成30年度)に基づき筆者が作成

図 7 学卒者訓練受講者数



資料出所: 厚生労働省「公共職業訓練等実績」(平成26年度～平成30年度)に基づき筆者が作成

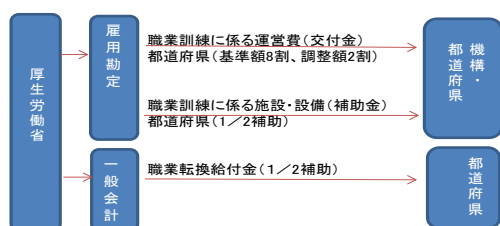
図 8 学卒者訓練就職率

### 2.2.5. 緊急雇用対策

2.2.2.から 2.2.4.までは公共職業能力開発施設における職業訓練の実施状況について述べたが、それ以外に、公共職業能力開発施設は、急激な雇用情勢の悪化や地域的に大量の離職者が発生した場合には緊急的な雇用対策として職業訓練を実施している。平成 13 年度の内閣府の緊急経済対策では、その一つとして、雇用の創出とセーフティネットとしての雇用対策が打ち出され、中高年ホワイトカラー離職者向け訓練コースの充実や IT 関連の能力開発・人材育成の推進を図ることとして、民間教育訓練機関も活用しながら機構では約 30 万人、都道府県では約 2 万人の離職者訓練を実施した。また、阪神・淡路大震災、東日本大震災等に係る被災離職者等に対する特別訓練コースを設定し、機動的に訓練を実施するなど雇用対策の役割を果たしている。

### 2.3. 公共職業訓練に係る予算の仕組み

都道府県立の職業能力開発校に係る予算については、能開法第 94 条及び第 95 条に規定されており、国は、職業能力開発校の施設及び設備に要する経費の二分の一の割合で補助金として負担することとし、運営に要する経費については交付金を交付することとされている。交付金



資料出所: 筆者が作成

図 9 職業訓練に係る予算の仕組み

の交付については、各都道府県の雇用労働者数及び求職者数を基礎とし、職業訓練を緊急に行うことの必要性その他各都道府県における職業能力開発校の運営に関する特別の事情を考慮して決定される。

具体的には、職業能力開発促進法施行令(昭和 44 年政令第 258 号)第 4 条の規定により、交付金を基準額(8割)と調整額(2割)に区分し、基準額については各都道府県における雇用労働者数、有効求職者数、学卒就職者数の全国に占める割合の客観指数により交付額を算出。調整額については、前年度訓練における就職実績等を基に算出している。なお、昭和 60 年の能開法の改正前は、都道府県の職業訓練に係る運営費については補助金として交付されていたが、昭和 60 年の能開法の改正から自主的かつ弾力的に運営できるよう補助金から交付金に改められた。

また、国の公共職業能力開発施設の設置及び運営は、能開法第 96 条の規定により、雇用保険法第 63 条に規定する能力開発事業として行うこととされており、能開法と同様に、雇用保険法第 63 条第 1 項第 2 号の規定には、公共職業能力開発施設を設置し、又は運営を行うこと、公共職業能力開発施設を設置し、又は運営する都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこととされ、同条第 3 項には独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、能力開発事業の一部を機構に行わせることとされている。このように、都道府県及び機構が設置・運営している公共職業能力開発施設については、雇用保険法の能力開発事業として財源化が図られており、表 3 のとおり事業主負担分の雇用保険二事業の保険料が充てられる。

## 3. 問題意識と仮説

### 3.1. 問題意識

公共職業訓練は、2 章で述べたとおり、訓練の効果として、離職者訓練の就職率は 80%以上の実績を有し、在職者訓練にあつては受講者及び事業主から約 95%以上の満足度を得、また、学卒者訓練の就職率は 95%以上の実績を有して地域産業の基盤を支える人材の供給や地域産業の維持・発展に貢献しているところである。しかし



ながら、施設数は20年前と比べ73施設の減少、離職者の受講者数はここ5年間で約2万8千人の減、在職者訓練は約1万6千人の増、学卒者訓練は約1千人の減と、訓練規模は総体的に減少傾向にある。本稿の問題意識は、離職者訓練及び在職者訓練を中心に、訓練実施規模が減少傾向になっている要因として、都道府県間において訓練実施規模の格差が生じているのではないかと、訓練格差が生じていれば訓練規模に影響を及ぼしている要因は何か、さらには都道府県が訓練サービスを提供するに当たっての課題は何かである。

3.2. 仮説

以上の問題意識に基づき、第1に、都道府県間においては訓練実施規模の格差は生じることなく公平に実施されている。第2に、訓練規模は雇用失業情勢等によって影響される。という仮説を立てる。

この仮説を検証するため、第1の仮説は訓練実施率の記述統計を、第2の仮説は重回帰分析（線型回帰分析）を行う。また、第3に、職業訓練サービスを提供するに当たっての都道府県の課題については、アンケート調査に基づき行う。

表2 令和元年度雇用保険料率

負担者	①労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)		②事業主負担 失業等給付の 保険料率		①+② 保険料率
	事業の種類	一般の事業	農林水産・清酒 製造の事業	建設の事業	
一般の事業	3/1000	6/1000	3/1000	3/1000	9/1000
農林水産・清酒 製造の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	4/1000	4/1000	12/1000

資料出所：厚生労働省

4. 訓練実施規模の減少傾向に関する分析

4.1. 訓練格差の分析

4.1.1. 離職者訓練

離職者訓練のデータは、2014年から2018年までの5年間における厚生労働省「公共職業訓練等実績」と、職業安定業務統計による月間有効求職者数を使用し、都道府県ごとの月間有効求職者数に対する離職者訓練の受講者数の割合とした離職者訓練実施率の記述統計による分析を行う。結果は、表3のとおり、2014年と2018年を比較すると実施率の最小値は0.00017%の増加を示し、実施率の最大値についても0.00061%の増加を示している。平均値は2014年より2018年が減少しているものの、バラ

表3 記述統計量

(離職者訓練実施率の推移=離職者訓練受講者数/月間有効求職者数)

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
2014年	47	0.00283	0.01020	0.00622	0.00172
2015年	47	0.00290	0.01045	0.00630	0.00173
2016年	47	0.00277	0.01093	0.00630	0.00169
2017年	47	0.00279	0.01115	0.00610	0.00168
2018年	47	0.00290	0.01081	0.00588	0.00157

資料出所：筆者が作成

ツキを示す標準偏差が小さくなっているため、都道府県の実施率は平均値に集中しており、総体的に減少している。また、図10の実施率の推移では、5年間においてはほぼ同様な傾向を示しているが、都道府県ごとにみた場合、訓練格差が生じていることが明らかとなった。

実施率の平均を上回っている県は、47都道府県中、2014年が25県、2015年が25県、2016年が29県、2017年が25県、2018年が25県となっており、実施率の高い上位三県は、2014年が①鳥取県、②石川県、③島根県、2015年が①石川県、②鳥取県、③奈良県、2016年が①石川県、②鳥取県、③島根県、2017年が①鳥取県、②石川県、③長崎県、2018年が①鳥取県、②石川県、③奈良県となっている。また、実施率が低い上位三県は、2014年が④神奈川県、⑤大阪府、⑥岐阜県、2015年が④神奈川県、⑤大阪府、⑥静岡県、2016年が④神奈川県、⑤大阪府、⑥静岡県、2017年が④神奈川県、⑤大阪府、⑥静岡県、2018年が④神奈川県、⑤大阪府、⑥静岡県となっており、実施率が高い県は比較的規模が小さい県となっているという傾向がみられた。

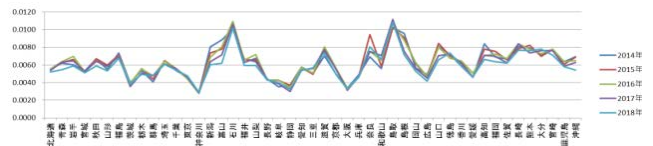


図10 離職者訓練実施率推移

4.1.2. 在職者訓練

在職者訓練のデータは、2014年から2018年までの5年間における厚生労働省「公共職業訓練等実績」と、労働力調査第3表都道府県別推移表を使用し、都道府県ごとの就業者数に対する在職者訓練の受講者数の割合とした在職者訓練実施率の記述統計による分析を行う。結果は、表4のとおり、2014年と2018年を比較すると実施率の最小値は0.00023%の増加を示し、実施率の最大値についても0.00016%の増加を示している。平均値は2014年より2018年が増加している。バラツキを示す標準偏差は少なくなっているため、都道府県の実施率は平均値に集中しており、総体的に増加している。また、図11の実施率の推移では、5年間における傾向は、都道府県ごとにみた場合、離職者訓練実施率と同様に訓練格差が生じていることが明らかとなった。

実施率の平均を上回っている県は、47都道府県中、2014年が18県、2015年が17県、2016年が22県、2017年が20県、2018年が20県となっており、実施率

表4 記述統計量

(在職者訓練実施率の推移=在職者訓練受講者数/就業者数)

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
2014年	47	0.00039	0.00450	0.00174	0.00094
2015年	47	0.00058	0.00414	0.00184	0.00093
2016年	47	0.00011	0.00514	0.00185	0.00100
2017年	47	0.00054	0.00474	0.00191	0.00093
2018年	47	0.00062	0.00446	0.00193	0.00093

資料出所：筆者が作成

の高い上位三県は、2014 年が①山梨県、②富山県、③岩手県、2015 年が①山梨県、②徳島県、③山口県、2016 年が①山梨県、②滋賀県、③石川県、2017 年が①山梨県、②滋賀県、③山口県、2018 年が①山梨県、②滋賀県、③山口県となっている。また、実施率が低い上位三県は、2014 年が⑦和歌山県、⑥奈良県、⑤北海道、2015 年が⑦和歌山県、⑥宮崎県、⑤長崎県、2016 年が⑦大分県、⑥宮崎県、⑤和歌山県、2017 年が⑦和歌山県、⑥北海道、⑤鹿児島県、2018 年が⑦北海道、⑥和歌山県、⑤奈良県となっている。

4.2. 訓練規模に影響を及ぼしている要因分析

4.2.1. 分析に用いる変数

データ分析は、表 5 のとおり、離職者訓練及び在職者訓練 (2014 年～2018 年) とも共通の変数を使用する。従属変数は、離職者訓練実施率及び在職者訓練実施率とし、独立変数は、訓練実施規模に影響を及ぼしていると思われる変数を選択し、人口関連から「人口割合」、「生産年齢人口割合」を、財政の関連から「製品出荷額等」、「財政力指数」、「地方税割合」、「地方税交付割合」、「国庫支出金割合」、「労働費割合」、「交付金」を、雇用失業情勢の関連から「就職率」、「有効求人倍率」、「充足率」、「転職率」を、県民の豊かさを示す関連から「一人当たりの県民所得」、「幸福度」を使用する。

ここで幸福度とは、一般的に認められる定義によると、「主観的厚生」とされ、典型的な質問表は「今の自分に満足しているか」などで、経済学、心理学の分野で多くの研究や調査がなされている。最近の成果について、ユヴァル・ノア・ハラリ (2016) は、富が幸福度に

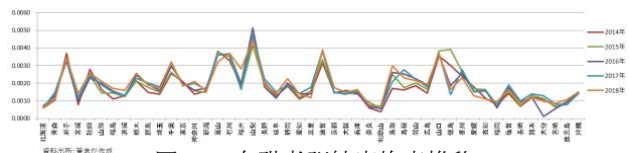


図 11 在職者訓練実施率推移

影響を与えるのは一定の水準までであり、それよりも家族やコミュニティが、富や健康よりも幸福感に大きな影響を与えることを示唆している。そこで本稿では、離職訓練者や在職者訓練の実施率にも、それを支援する家族やコミュニティの影響の可能性を考え、表 5 に示す出所に基づく「幸福度」のランキングのデータを用いることにする。

4.2.2. 離職者訓練

離職者訓練の実施規模に影響を及ぼしている要因の分析は、統計ソフト SPSS (Statistics バージョン 25) を使用し、重回帰分析 (線型重回帰分析) を行う。

離職者訓練に係る基本統計量及び従属変数と独立変数の相関係数は、表 6 及び表 7 のとおりである。なお、2015 年から 2018 年までの基本統計量及び相関係数は省略する。

表 7 に示すように、取り上げた 15 の独立変数の間には多くに統計的に有意な相関関係、すなわち内部相関が見られる。そこでその影響を考慮したステップワイズ法により、2014 年から 2018 年までの 5 年間のデータについて、47 都道府県における離職者訓練実施率を従属変数とした重回帰分析をそれぞれ行う。

その結果が表 8 であり、2014 年から 2018 年までの 5 年間全てにおいて、「財政力指数」と「幸福度」の 2 つ

表 5 離職者訓練・在職者訓練 従属変数と独立変数

項目	変数名	説明	出所
従属変数	離職者訓練受講率	離職者訓練受講者数/月間有効求者数	厚生労働省「公共職業訓練等実績」(平成26年度～平成30年度)・職業安定業務統計
	在職者訓練受講率	在職者訓練受講者数/就業者数	厚生労働省「公共職業訓練等実績」(平成26年度～平成30年度)・労働力調査第3表都道府県別就業者数
独立変数	人口割合 (%)	総人口/全国総人口	総務省統計局刊行「統計でみる都道府県のすがた」(2015年～2019年)
	生産年齢人口割合 (%)	生産年齢人口割合 (15～64歳)	同上
	製造品出荷額等 (1事業所当たり) (百万円)	製造品出荷額等/製造業事業所数	同上
	財政力指数	財政力指数	同上
	地方税割合	地方税 (県財政) / 歳入決算総額 (県財政)	同上
	地方税交付割合	地方税 (県財政) / 歳入決算総額 (県財政)	同上
	国庫支出金割合 (%)	国庫支出金 (県財政) / 歳入決算総額 (県財政)	同上
	労働費割合 (%)	労働費 (県財政) / 歳出決算総額 (県財政)	同上
	交付金	厚生労働省から各都道府県へ職業訓練の運営費に係る交付金	厚生労働省人材開発統括官付
	就職率 (%)	就職件数 (年度計) / 月間有効求職者数 (年度計)	総務省統計局刊行「統計でみる都道府県のすがた」(2015年～2019年)
	有効求人倍率 (倍)	月間有効求人数 (年度計) / 月間有効求職者数 (年度計)	同上
	充足率	就職件数 (年度計) / 月間有効求人数 (年度計)	同上
	転職率 (%)	転職者数 / 有業者数 (有業者数 + 離職者数)	同上
1人当たりの県民所得 (千円)	1人当たりの県民所得	同上	
幸福度	幸福度ランキング	国をはかる「モノサシ」の話2013年版付録 清水書院	

資料出所: 筆者が作成

表 6 離職者訓練に係る基本統計量 (2014 年)

変数	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
人口割合	47	0.450	10.540	2.128	2.135
生産年齢人口割合	47	50.700	66.200	59.389	2.615
製造品出荷額等	47	1797.600	7449.700	3633.796	1315.071
財政力指数	47	0.224	0.927	0.464	0.181
地方税割合	47	10.770	70.240	25.170	11.973
地方交付税割合	47	0.000	38.360	22.708	8.806
国庫支出金割合	47	6.350	33.880	15.672	4.696
労働費割合	47	0.460	3.250	1.062	0.577
交付金14	47	64.000	1177.000	248.149	210.884
就職率	47	4.200	11.700	8.023	1.690
有効求人倍率	47	0.500	1.330	0.833	0.199
充足率	47	3.900	15.800	10.002	2.583
転職率	47	3.900	6.100	4.783	0.479
県民所得	47	2035.000	4423.000	2733.404	383.901
幸福度	47	4.750	7.290	5.838	0.553

資料出所：筆者が作成

の変数が残り、離職者訓練実施率を説明する回帰式が得られた。標準偏回帰係数は、「財政力指数」2014年-0.527、2015年-0.526、2016年-0.522、2017年-0.515、2018年-0.456を示し、「幸福度」は、2014年0.280、2015年0.248、2016年0.297、2017年0.254、2018年0.285を示している。5年間に於ける実施率の変動は僅かであるが、「財政力指数」が高いほど実施率が低くなり、各都道府県の県民性を示す「幸福度」が高ければ実施率も高くなるという、2つの変数は離職者訓練実施率に影響を及ぼしているとの関係がみられた。

除去された変数は、人口の関連から「人口割合」、「生

産年齢人口割合」、財政の関連から「製造品出荷額等」、「地方税割合」、「地方交付税割合」、「国庫支出金割合」、「労働費割合」、「交付金」、雇用失業情勢の関連から「就職率」、「有効求人倍率」、「充足率」、「転職率」、県民の豊かさを示す関連から「一人当たり県民所得」となった。また、共線性は、許容度は0.2より大きく、VIF (Variance Inflation Factor) は5.0を下回っているため問題がないことが確認できた。

4.2.3. 在職者訓練

離職者訓練と同様に、在職者訓練の実施規模に影響を及ぼしている要因の分析として、統計ソフト SPSS (Statistics バージョン 25) を使用し、重回帰分析 (線型回帰分析) を行う。

在職者訓練に係る基本統計量及び従属変数と独立変数の相関係数は、表 9 及び表 10 のとおりである。なお、2015 年から 2018 年までの基本統計量及び相関係数は省略する。

在職者訓練の実施率に影響を及ぼしていると思われる 15 種の指標を独立変数、47 都道府県における在職者訓練実施率を従属変数として、離職者訓練と同様な理由により、ステップワイズ法により 2014 年から 2018 年までの 5 年間に於ける重回帰分析を行った。

分析の結果は、表 11 のとおりであり、5 年間分に共通して「幸福度」のみが高度な有意な変数として残り、在職者訓練実施率を説明する回帰式が得られた。標準偏

表 7 離職者訓練に係る従属変数と独立変数の相関関係 (2014 年)

変数	離職者訓練実施率	人口割合	生産年齢人口割合	製造品出荷額等	財政力指数	地方税割合	地方交付税割合	国庫支出金割合	労働費割合	交付金14	就職率	有効求人倍率	充足率	転職率	県民所得	幸福度
離職者訓練実施率	1															
人口割合	-.485**	1														
生産年齢人口割合	-.348*	.681**	1													
製造品出荷額等	-.292*	0.178	-0.010	1												
財政力指数	-.603**	.841**	.652**	.369*	1											
地方税割合	-.550**	.873**	.613**	.290*	.323**	1										
地方交付税割合	.585**	-.823**	-.686**	-.340*	-.353**	-.895**	1									
国庫支出金割合	.401**	-.592**	-0.177	-0.277	-.603**	-.465**	.465**	1								
労働費割合	0.073	-0.237	0.011	-0.231	-0.205	-.411**	0.020	.508**	1							
交付金14	-.462**	.320**	.646**	0.083	.710**	.768**	-.745**	-.418**	-0.084	1						
就職率	.473**	-.749**	-.697**	-0.257	-.742**	-.782**	.618**	.493**	.390**	-.601**	1					
有効求人倍率	-0.064	0.103	0.010	0.254	0.173	-.342*	-0.150	0.182	0.121	0.238	0.238	1				
充足率	.449**	-.635**	-.469**	-0.292	-.787**	-.727**	.776**	.464**	0.113	-.544**	.550**	-.639**	1			
転職率	-0.188	.408**	.586**	-0.104	.315*	0.234	-.338*	0.167	0.258	.389**	-.410**	-0.203	-0.142	1		
県民所得	-.393**	.642**	.459**	0.275	.753**	.798**	-.782**	-.824**	-0.240	.605**	-.447**	-.467**	-.725**	0.002	1	
幸福度	.424**	-.484**	-.399**	-0.106	-0.273	-0.230	.293*	0.104	-0.084	-.396**	.495**	.382**	0.007	-.398**	0.021	1

\*\*、相関係数は 1% 水準で有意 (両側) です。  
\*、相関係数は 5% 水準で有意 (両側) です。  
資料出所：筆者が作成

表 8 ステップワイズ法に基づく離職者訓練実施率の予測結果

年	従属変数: 離職者訓練実施率	非標準化 (B)	回帰係数		t値		p値		95%CI		共線性の統計量	
			$\beta$	標準誤差	t	p	下限	上限	許容度	VIF		
2014年	定数	0.003		1.476	0.147	-0.001	0.008					
	財政力指数	-0.005	-0.527	-4.478	0.000	-0.007	-0.003	0.925	1.081			
	幸福度	0.001	0.280	2.378	0.022	0.000	0.002	0.925	1.081			
	R <sup>2</sup> (調整済みR <sup>2</sup> )	.436 (.411)										
2015年	定数	0.004		1.699	0.096	-0.001	0.009					
	財政力指数	-0.005	-0.526	-4.360	0.000	-0.007	-0.003	0.922	1.085			
	幸福度	0.001	0.248	2.053	0.046	0.000	0.002	0.922	1.085			
	R <sup>2</sup> (調整済みR <sup>2</sup> )	.410 (.384)										
2016年	定数	0.004		1.5314	0.156	-0.001	0.008					
	財政力指数	-0.005	-0.522	-4.475	0.000	-0.007	-0.003	0.920	1.087			
	幸福度	0.001	0.297	2.542	0.015	0.000	0.002	0.920	1.087			
	R <sup>2</sup> (調整済みR <sup>2</sup> )	.449 (.424)										
2017年	定数	0.004		1.7036	0.107	-0.001	0.009					
	財政力指数	-0.005	-0.515	-4.251	0.000	-0.007	-0.002	0.920	1.086			
	幸福度	0.001	0.254	2.098	0.042	0.000	0.002	0.920	1.086			
	R <sup>2</sup> (調整済みR <sup>2</sup> )	.404 (.377)										
2018年	定数	0.003		1.343	0.186	-0.002	0.008					
	財政力指数	-0.004	-0.456	-3.640	0.001	-0.006	-0.002	0.920	1.086			
	幸福度	0.001	0.285	2.274	0.028	0.000	0.002	0.92	1.086			
	R <sup>2</sup> (調整済みR <sup>2</sup> )	.363 (.334)										

投入基準: F値の確立 = .05、除去基準: F値の確立 = .10  
資料出所: 筆者が作成



表 9 在職者訓練に係る基本統計量 (2014 年)

変数	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
人口割合	47	0.45	10.54	2.1279	2.13461
生産年齢人口割合	47	50.7	66.2	59.389	2.6148
製造品出荷額等	47	1797.6	7449.7	3633.796	1315.0709
財政力指数	47	0.224	0.927	0.46377	0.181077
地方税割合	47	10.77	70.24	25.1704	11.97298
地方交付税割合	47	0.00	38.36	22.7030	8.80613
国庫支出金割合	47	6.35	33.88	15.6723	4.69570
労働費割合	47	0.46	3.25	1.0621	0.57650
交付金14	47	64	1177	248.15	210.884
就職率	47	4.2	11.7	8.023	1.6898
有効求人倍率	47	0.50	1.33	0.8334	0.19879
充足率	47	3.9	15.8	10.002	2.5827
転職率	47	3.9	6.1	4.783	0.4788
県民所得	47	2035	4423	2733.40	383.901
幸福度	47	4.75	7.23	5.8377	0.55275

資料出所：筆者が作成

回帰係数は、2014 年 0.398, 2015 年 0.404, 2016 年 0.399, 2017 年 0.416, 2018 年 0.439 を示している。5 年間に於ける実施率の変動は僅かであるが、「幸福度」が高ければ実施率も高くなるという、「幸福度」の変数は在職者訓練実施率との関係がみられた。すなわち、在職者訓練の場合には、実施率は「幸福度」といった生活や家族の環境の良さのみが作用するということが示唆される。

除去された変数は、人口の関連から「人口割合」、「生

産年齢人口割合」、財政の関連から「製造品出荷額等」、「財政力指数」、「地方税割合」、「地方交付税割合」、「国庫支出金割合」、「労働費割合」、「交付金」、雇用失業情勢の関連から「就職率」、「有効求人倍率」、「充足率」、「転職率」、県民の豊かさを示す関連から「一人当たり県民所得」となった。また、共線性は、許容度は 0.2 より大きく、VIF (Variance Inflation Factor) は 5.0 を下回っているため問題がないことが確認できた。

#### 4.2.4. 幸福度に係る分析

離職者訓練及び在職者訓練実施率の分析の結果、両訓練の実施率に正の影響を及ぼしている変数は幸福度であったため、この幸福度の算出根拠となる表 12 の 4 つの部門の指標データを独立変数として、ステップワイズ法により重回帰分析を行う。

2014 年・2018 年の離職者訓練及び 2015 年の在職者訓練を除き、離職者訓練及び在職者訓練とも幸福度を構成する 1 つの要因である「生活・家族部門」が有意とされ、プラスに働く要因として残った。

#### 4.3. 都道府県の課題検証

各都道府県における職業訓練の運営に当たっての課題を検証するため、47 都道府県に対して 2013 年から 2017 年までの 5 年間に於ける職業訓練の運営に係るアンケート

表 10 在職者訓練に係る従属変数と独立変数の相関関係 (2014 年度)

変数	在職者訓練実施率	人口割合	生産年齢人口割合	製造品出荷額等	財政力指数	地方税割合	地方交付税割合	国庫支出金割合	労働費割合	交付金14	就職率	有効求人倍率	充足率	転職率	県民所得	幸福度
在職者訓練実施率	1															
人口割合	-0.154	1														
生産年齢人口割合	-0.062	.681**	1													
製造品出荷額等	0.010	0.178	-0.010	1												
財政力指数	-0.038	.841**	.652**	.368*	1											
地方税割合	-0.017	.873**	.618**	.290*	.928**	1										
地方交付税割合	-0.007	-.823**	-.686**	-.340*	-.958**	-.835**	1									
国庫支出金割合	-0.210	-.532**	-0.177	-0.277	-.603**	-.680**	.465**	1								
労働費割合	-0.007	-0.237	0.011	-0.231	-0.205	-.411**	0.020	.508**	1							
交付金14	-0.072	.920**	.846**	0.083	.710**	.768**	-.745**	-.413**	-0.084	1						
就職率	0.184	-.749**	-.637**	-0.257	-.742**	-.782**	.613**	.438**	.390**	-.601**	1					
有効求人倍率	0.173	0.103	0.010	0.054	0.254	0.173	-.342*	-0.150	0.182	0.121	0.238	1				
充足率	-0.059	-.636**	-.489**	-0.282	-.707**	-.727**	.776**	.464**	0.113	-.544**	.550**	-.639**	1			
転職率	-0.194	.403**	.586**	-0.104	.315*	0.234	-.338*	0.167	0.258	.398**	-.410**	-0.203	-0.142	1		
県民所得	0.267	.642**	.459**	0.275	.753**	.789**	-.762**	-.624**	-0.240	.605**	-.447**	.487**	-.725**	0.002	1	
幸福度	.398**	-.464**	-.393**	-0.106	-0.273	-0.230	.293*	0.104	-0.084	-.396**	.495**	.382**	0.007	-.399**	0.021	1

\*\*、相関係数は 1% 水準で有意 (両側) です。

\*、相関係数は 5% 水準で有意 (両側) です。

資料出所：筆者が作成

表 11 ステップワイズ法に基づく在職者訓練実施率の予測結果

年	従属変数：在職者訓練実施率	回帰係数		t値	p値	R <sup>2</sup> の95%CI		共線性の統計量	
		定数	幸福度			下限	上限	許容度	VIF
2014年	定数	-0.002		-1.626	0.111	-0.005	0.001	1.000	1.000
	幸福度	0.001	0.398	2.913	0.006	0.000	0.001	1.000	1.000
	R <sup>2</sup> (調整済みR <sup>2</sup> )	.159 (.140)							
	F(1, 45)	8.483							
2015年	定数	-0.002		-1.584	0.120	-0.005	0.001	1.000	1.000
	幸福度	0.001	0.404	2.960	0.005	0.000	0.001	1.000	1.000
	R <sup>2</sup> (調整済みR <sup>2</sup> )	.163 (.144)							
	F(1, 45)	8.763							
2016年	定数	-0.002		-1.625	0.111	-0.005	0.001	1.000	1.000
	幸福度	0.001	0.399	2.920	0.005	0.000	0.001	1.000	1.000
	R <sup>2</sup> (調整済みR <sup>2</sup> )	.159 (.141)							
	F(1, 45)	8.524							
2017年	定数	-0.002		-1.636	0.109	-0.005	0.001	1.000	1.000
	幸福度	0.001	0.416	3.073	0.004	0.000	0.001	1.000	1.000
	R <sup>2</sup> (調整済みR <sup>2</sup> )	.173 (.155)							
	F(1, 45)	9.442							
2018年	定数	-0.002		-1.794	0.080	-0.005	0.000	1.000	1.000
	幸福度	0.001	0.439	3.274	0.002	0.000	0.001	1.000	1.000
	R <sup>2</sup> (調整済みR <sup>2</sup> )	.192 (.174)							
	F(1, 45)	10.720							

投入基準：F値の確立 = .05、除去基準：F値の確立 = .10

資料出所：筆者が作成

表 12 幸福度指数（独立変数）

生活・家族部門	労働・企業部門	安全・安心部門	医療・健康部門
合計特殊出生率	離職率（離職非就職者率）	10万人当たりの刑法犯認知件数	1日休養・くつろぎ時間
未婚率	総実労働時間	10万人当たりの公害苦情件数	1日の趣味・娯楽時間
転入率	有業率	10万人当たりの交通事故発生件数	1人当たりの医療費
交際費比率	正社員比率	10万人当たりの出火件数	10万人当たり病院＋診療所の病床数
持ち家率	継続就業希望者比率	100万延実労働時間当たりの労働災害率	10万人当たり医師数
1人当たり量数	有業者の平均継続就業期間	1人当たり地方債現在高	10万人当たり老衰死亡者数
下水道普及率	完全失業率	1世帯当たり負債現在高	10万人当たり自殺死亡者数
生活保護被保険実人員比率（保護率）	障がい者雇用比率	1世帯当たり貯蓄現在高	平均寿命（男）
保育所収容定員比率	欠損法人比率	65歳以上1人当たり老人福祉費	平均寿命（女）
	作業所の平均工賃月額の実績	手助けや見守りを要する者の率	
		悩みやストレスのある者の率	
		悩みやストレスを相談したいが誰にも相談できない者の率	

資料出所：国をはかる「モノサシ」の話（2013年版付録）清水書院に基づき筆者が作成

表 13 ステップワイズ法に基づく離職者訓練実施率の予測結果（幸福度）

年	従属変数：離職者訓練実施率	回帰係数		t値	p値	Bの95%CI		共線性の統計量	
		非標準化(B)	$\beta$			下限	上限	許容度	VIF
2014年	定数	0.002		1.185	0.024	-0.002	0.006	1.000	1.000
	医療・健康	0.001	0.314	2.217	0.031	0.000	0.001	1.000	1.000
	R <sup>2</sup> （調整済みR <sup>2</sup> ）	.098(.078)							
	F(1.45)	4.914							
2015年	定数	0.003		2.338	0.024	0.000	0.006	1.000	1.000
	生活・家族	0.001	0.321	2.276	0.028	0.000	0.001	1.000	1.000
	R <sup>2</sup> （調整済みR <sup>2</sup> ）	.103(.083)							
	F(1.45)	5.179							
2016年	定数	0.003		2.155	0.037	0.000	0.006	1.000	1.000
	生活・家族	0.001	0.367	2.651	0.011	0.000	0.001	1.000	1.000
	R <sup>2</sup> （調整済みR <sup>2</sup> ）	.135(.116)							
	F(1.45)	7.026							
2017年	定数	0.003		2.351	0.023	0.000	0.006	1.000	1.000
	生活・家族	0.001	0.319	2.259	0.029	0.000	0.001	1.000	1.000
	R <sup>2</sup> （調整済みR <sup>2</sup> ）	.102(.082)							
	F(1.45)	5.101							
2018年	定数	0.002		1.255	0.216	-0.001	0.005	1.000	1.000
	医療・健康	0.001	0.324	2.294	0.027	0	0.001	1.000	1.000
	R <sup>2</sup> （調整済みR <sup>2</sup> ）	0.105(0.085)							
	F(1.45)	5.261							

投入基準：F値の確立＝.05 除去基準：F値の確立＝.10

資料出所：筆者が作成

表 14 ステップワイズ法に基づく在職者訓練実施率の予測結果（幸福度）

年	従属変数：在職者訓練実施率	回帰係数		t値	p値	Bの95%CI		共線性の統計量	
		非標準化(B)	$\beta$			下限	上限	許容度	VIF
2014年	定数	0.000		-0.566	0.024	-0.002	0.001	1.000	1.000
	生活・家族	0.000	0.412	3.034	0.031	0.000	0.001	1.000	1.000
	R <sup>2</sup> （調整済みR <sup>2</sup> ）	.170(.151)							
	F(1.45)	9.206							
2015年	定数	0.000		-0.146	0.024	-0.002	0.001	1.000	1.000
	労働・企業	0.000	0.360	2.591	0.028	0.000	0.001	1.000	1.000
	R <sup>2</sup> （調整済みR <sup>2</sup> ）	.130(.110)							
	F(1.45)	6.713							
2016年	定数	0.000		-0.593	0.037	-0.002	0.001	1.000	1.000
	生活・家族	0.000	0.417	3.082	0.011	0.000	0.001	1.000	1.000
	R <sup>2</sup> （調整済みR <sup>2</sup> ）	.174(.156)							
	F(1.45)	9.496							
2017年	定数	-0.001		-0.869	0.023	-0.002	0.001	1.000	1.000
	生活・家族	0	0.485	3.720	0.029	0.000	0.001	1.000	1.000
	R <sup>2</sup> （調整済みR <sup>2</sup> ）	.235(.218)							
	F(1.45)	13.841							
2018年	定数	0.000		-0.550	0.585	-0.002	0.001	1.000	1.000
	生活・家族	0.000	0.451	3.387	0.001	0.000	0.001	1.000	1.000
	R <sup>2</sup> （調整済みR <sup>2</sup> ）	.203(.185)							
	F(1.45)	11.473							

投入基準：F値の確立＝.05 除去基準：F値の確立＝.10

資料出所：筆者が作成

ト調査を実施したところ、47都道府県中、33県から回答を得た（回収率70%）。図12の職業訓練の運営に係る予算額（各年度当初予算）は、2013年が16576百万円、2017年は15276百万円と1300百万円の減額（約8%減）となっている。

図13の都道府県別に2013年と2017年を比較すると、減額が21県、増額が7県、ほぼ同額が5県となっている。

図14の2018年予算要求に際し、財政当局の厳しき等については、マイナス査定が8県、どちらかという財政当局が厳しいが8県、どちらともいえないが6県、どちらかという要求どおりが7県、要求どおりが3県、未回答が1県という回答であった。

図15の職業訓練の運営に係る予算についての補助金と交付金の使い勝手は、どちらともいえないが16県、どちらかという交付金を使い勝手が良いが5県、交付金が良いが11県、未回答が1県という回答であった。

図16の国からの運営費予算の交付額は、予算を増額してほしいが23県、どちらかという予算を増額してほしいが5県、どちらともいえないが4県、どちらかという

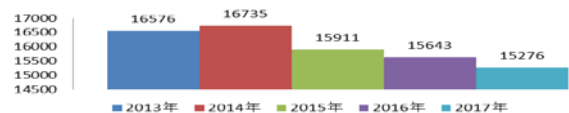


図12 都道府県における訓練運営予算の推移（単位：百万円）

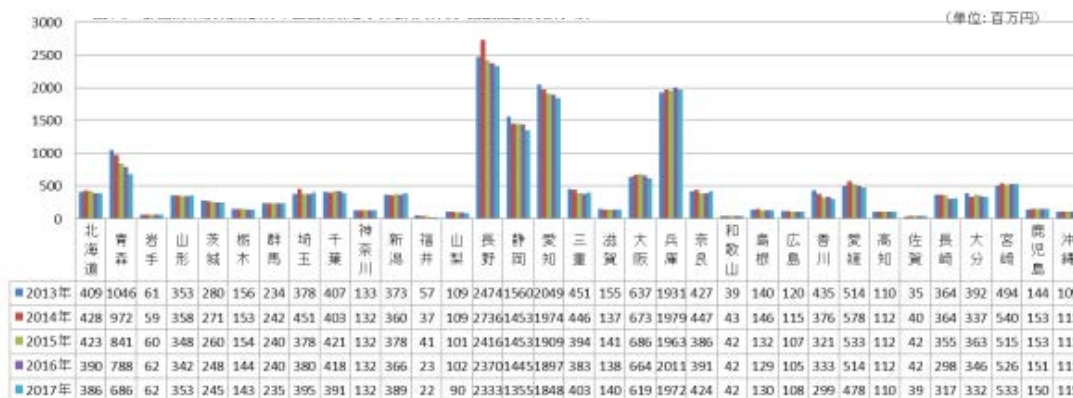


図 13 都道府県別職業訓練の運営に係る予算額（人件費・施設建設費を除く）

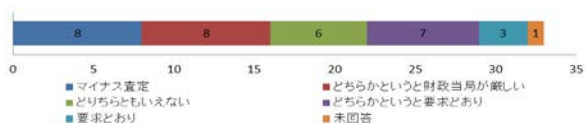


図 14 2018 年度予算要求に際し、財政当局の厳しさ (n=33)



図 15 職業訓練運営費に係る予算について、補助金と交付金の使い勝手 (n=33)



図 16 国からの運営予算の交付額について (n=33)

と現状のままで良いが 1 県という回答であった。

また、問 8 で回答した理由を尋ねたところ、県財政が厳しいため国の予算を増額してほしいが 30 県（訓練計画を維持するため 28 県、定住外国人の技能向上のため 1 県、第 4 次産業革命に対応するため 1 県）となっている。

図 17 の都道府県庁内における職業訓練施策の重要度は、重要視しているが 9 県、どちらかというとき重要視しているが 7 県、どちらともいえないが 14 県、どちらかというとき軽視されているが 1 県、軽視されているが 1 県、未回答が 1 県との回答であった。

図 18 の今後 5 年間における訓練規模は、訓練規模を拡充するが 1 県、どちらかといえば拡充するが 2 県、現状維持が 28 県、どちらかというとき縮小方向が 1 県、未回答が 1 県との回答であった。

図 19 の今後 5 年間における施設の統廃合は、33 県とも施設の統廃合はないとの回答であった。

その他、職業訓練の運営に当たっての課題や要望等について尋ねたところ、指導員の確保に苦慮しているのが 5 県、発達障害が疑われる訓練生の対応に苦慮、託児サービス付委託訓練の契約に苦慮、インフラ整備、県予算が厳しいために国が附属短大を設置ほしいとの声が寄せられている。



図 17 貴都道府県庁内における職業訓練施策の重要度 (n=33)

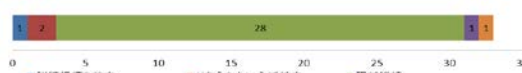


図 18 今後 5 年間における訓練規模 (n=33)



図 19 今後 5 年間における施設の統廃合計画 (n=33)

## 5. まとめ

### 5.1. 考察

少子高齢化の進展に伴って、一人ひとりの労働者の生産性を高める必要があるなど人材育成の重要性が叫ばれている。このような状況の中で、職業訓練は年々減少傾向になっていることを踏まえ、前章で述べたとおり、離職者訓練及び在職者訓練を中心として訓練実施規模の減少傾向に関する検証を行った。

第 1 の訓練格差の分析については、離職者訓練については国が雇用のセーフティネットとして実施規模の目標数を示し、それに基づき機構と都道府県とで実施しているが、訓練格差の検証に当たっては 2014 年から 2018 年までの 5 年間における各都道府県の月間有効求職者数に対する離職者訓練実施率を算出し検証を行ったところ、5 年間における全体の実施率の変動はそれほど差はないものの、都道府県間で比較すると訓練格差が生じていることが明らかとなり、実施率の高い県は比較的規模が小さい県となっているという傾向がみられた。また、在職者訓練についても、各都道府県の就業者数に対する在職者訓練実施率の検証を行ったところ、離職者訓練と同

様に訓練格差が生じていることが明らかとなった。

第2の訓練規模に影響を及ぼしている要因の分析については、一般的には離職者訓練、在職者訓練とも実施率は雇用失業情勢に影響されると考えられているが、推定結果では有効求人倍率や転職率と言った雇用失業情勢に関連する指標とは関係がなく、離職者訓練にあつては財政力指数と幸福度が、在職者訓練にあつては幸福度が実施率に影響を及ぼしているとの関係がみられた。その際、その幸福度とは、いずれの実施率でも生活や家族に係るサポートやその制度と係るものと推察される。また、離職者訓練の財政力指数がマイナスを示していることは地方交付税交付金が支給されることになるが、実施率もマイナスとなり必ずしも職業訓練のための財源化が図られていないということが推測される。

第3の職業訓練を運営に当たっての都道府県の課題については、職業訓練を重要視しているものの、訓練に要する運営費の予算額が減少している状況の中で、訓練計画を維持するためには県財政が厳しく国からの予算を増額、あるいは負担率を上げてしてほしいとの意見が多数を占めている。また、運営費以外では、施設設備の老朽化に伴う更新、指導員の確保、発達障害が疑われる訓練生の対応等に苦慮しているとの声が寄せられている。

公共職業訓練は、地域経済のさらなる活性化が国全体の成長にとって重要であることを鑑みれば、その地域に対して産業の基盤を支える人材の供給や維持・発展、さらには雇用労働者の生産性向上などの役割に寄与しているところであり、公共としての国民へのサービスや公平性の観点から職業訓練の受講機会を平等に提供する必要があると考える。

また、国からの都道府県に対する予算措置については、訓練運営に係る予算は交付金が交付され、施設設備に要する予算は補助金として交付されているが、交付金は都道府県の裁量に委ねられ必ずしも職業訓練の担保にはならないため、都道府県によっては訓練規模を縮小する恐れがあり、これが訓練格差を生じさせている要因の一つでもあると推測される。

このため、訓練運営に係る予算措置については、臨時行政調査会第三次答申（昭和57年7月30日）の指摘を踏まえ、補助方式から交付金方式に改めた経緯があるが、能開法第95条に規定されている交付金を再度補助方式に改正し、当該都道府県における雇用労働者数や求職数に応じ、いわゆる紐付き予算にすることによって、訓練格差を改善していく必要があると考える。また、施設設備の予算については、県財政の逼迫している状況や特別会計である雇用保険財源を事業主等に還元するという趣旨を踏まえるならば、訓練生の受講環境を整備するためにも補助率の引き上げを行い、公共職業訓練の認知度向上を図り、さらに公共職業能力開発施設の人的・物的資源を有効活用して人材育成を図る必要があると考える。

## 5.2. 今後の課題

本稿は、離職者訓練及び在職者訓練を中心に分析を行ったが、最近では雇用情勢が安定していることから5カ年

の実施率では全国的には僅かな変動しかみられなく、雇用情勢が悪化した場合には違った推定結果がでたかもしれない。また、都道府県によっては学卒者訓練に重点を置いて実施しているところもある。離職者、在職者訓練双方の実施率のプラスの有意な要因として抽出された幸福度、そして分解した生活・家族との因果関係については、大変興味深いと考えられるが、その特定には今後より精緻な分析が必要と考える。

今後、公共職業訓練は、少子高齢化に伴う人材不足から外国人労働者の受け入れがはじまっているが、これらの者に対する職業訓練の制度化や、AI、ロボット等第4次産業革命では2030年には約30%の雇用が喪失と言われており、その喪失された雇用を労働移動するための職業訓練が重要であり、その対策が必要ではないかと考える。

## 謝辞

本稿の作成に当たっては、職業能力開発総合大学校園川校長からご指導を賜わり、また、アンケート調査に協力をいただいた都道府県に対して心より謝意を表します。なお、本稿における全ての誤りは筆者に帰するものである。

## 参考文献

- [1] 厚生労働省職業能力開発局編改訂8版「職業能力開発促進法」労務行政研究所編、pp.72-108（2017）
- [2] 第10次職業能力開発基本計画（平成28年4月厚生労働省告示第219号）、pp.3
- [3] 厚生労働省職業能力開発分科会報告「ポリテクセンター・ポリテクカレッジの今後の在り方について」、pp.5（2013）。
- [4] 厚生労働省「独立行政法人評価に関する有識者会議労働WG配布資料」独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構中期目標期間実績評価説明資料 pp.63-64（2018）
- [5] ユヴァル・ノア・ハラリ「サピエンス前肢（下）—文明の構造と人類の幸福」（訳）柴田裕之 川出書房、pp.218-221（2016）
- [6] 国をはかる「モノサシ」の話（2013年版付録）清水書院 [http://www.shimizushoin.co.jp/Portals/0/PDF/Shimizu\\_2013\\_YoukosoFuroku](http://www.shimizushoin.co.jp/Portals/0/PDF/Shimizu_2013_YoukosoFuroku)
- [7] 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ <http://www.jeed.or.jp/?vm=r>（閲覧日：2019/5/4）
- [8] 厚生労働省ホームページ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/rishokusha.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/rishokusha.html)（閲覧日：2019/5/4）
- [9] 総務省「労働市場関係指標（求人倍率・就職率・充足率・求職者数・就職件数）」（2019年3月）総務省ホームページ <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450222&tstat=000001020327>（閲覧日：2019/5/9）
- [10] 「過去の経済対策」内閣府ホームページ [https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/keizaitaisaku\\_kako.htm](https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/keizaitaisaku_kako.htm)（閲覧日2019/5/9）



- [11] 「財政力指数」ウィキペディアホームページ  
<https://ja.wikipedia.org/wiki/> (閲覧日 2019/6/1)
- [12] 行政改革に関する第3次答申—基本答申— (昭和57年7月30日臨時行政調査会) 地方分権改革推進本部ホームページ,  
<http://www.bunken.nga.gr.jp/siryousitu/hojyokin/rincyo57>  
(閲覧日 2019/6/6)

(原稿受付 2020/03/24, 受理 2020/04/06)

---

\*猪狩 安充, 修士 (公共経営)  
職業能力開発総合大学校, 職業訓練指導員資格審査室, 〒187-0035 東京都小平市小川西町2-32-1  
Yasumitsu Igarai, Examination on VET Instructors, Polytechnic University of Japan, 2-32-1 Ogaawa-Nishimachi, Kodaira-shi, Tokyo 187-0035  
Email:y-igari@uitek.ac.jp